

## “遠隔操作”によるプロバイダ勧誘トラブル

ネット料金が安くなると事業者から電話があり、事業者に言われるままパソコンにID、パスワード等を入力したところ“遠隔操作”され、よく理解しないままプロバイダ契約をさせられたというトラブルの相談が急増しています。

### 事例 1

「大手電話会社を名乗る事業者からネット料金が安くなると電話勧誘があり、作業は遠隔操作で行うので簡単ですと言われた。料金プランの変更だと思い、ID、パスワードを入力して切替作業が完了した。後で勧説したのは大手電話会社ではなかったこと、またプロバイダの変更契約であったことが分かり、解約を申し出た。解約料を請求されたがどうすればよいか。(40代・男性)

### 事例 2

プロバイダの変更に関する電話勧説を受け、承諾したらパソコンが遠隔操作され、契約成立や解約時の違約金の表示が次々に現れた。気味が悪いので解約したいが、どうすればよいか。(30代・男性)

### アドバイス

勧説業者に遠隔操作させることは、見知らぬ人に自分の家の鍵を渡すようなもので、自分のパソコン内の情報を自由に見たり操作することを許したことになります。

電気通信サービスに関する契約は特定商取引法の適用除外となっていることから、契約時の書面交付義務やクーリング・オフ等、消費者保護の規定はありません。

勧説されても即答せず、契約内容や必要性についての十分な検討が必要です。勧説がしつこい場合や、不要な場合には、あいまいな態度をとらず、きっぱりと断ってください。

もし、トラブルになったときは、早めに消費生活センターに相談しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

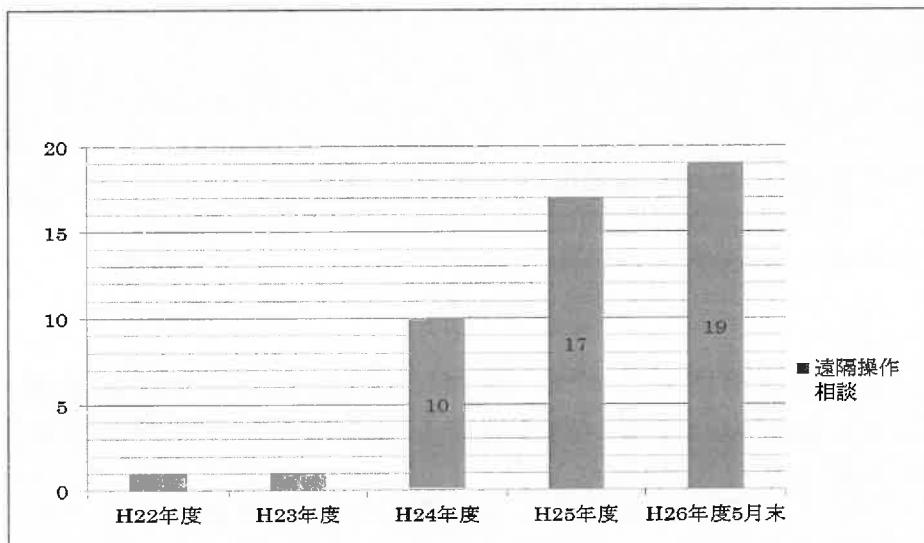
(開設時間：平日 8:30 ~ 17:00)

土曜日は電話相談 (9:00 ~ 17:00) のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H26.6.26 岐阜新聞



遠隔操作によるプロバイダ勧誘に関する相談件数

(平成 22 年度～平成 26 年度 5 月末)